

臨港道路特殊車両通行許可申請・許可確認票

申 請 内 容	
1. 通行を希望する時期	平成 年 月 日 ～ (許可には申請書類が整ってから1～2週間後となります。)
2. 通行を希望する時間帯	A. 24時間(0時～24時) B. 夜間(21時～6時)
3. 通行を希望する場所	A. 臨港道路(橋梁及び水底トンネルをのぞく) B. 橋 梁 C. 水底トンネル(第二航路トンネル、臨海トンネル)
4. 通行を希望する車両の種類	A. フルトレーラー B. セミトレーラー C. その他()

必 要 書 類	
1. 申請書(国土交通省の様式を準用:下段に許可証有り)	2部
2. 自動車検査証の写し(期限切れは許可後、再提出)	2部
3. 車両の諸元に関する説明書(様式は自由)	2部
4. 車両の諸元に関する説明図書(様式は自由)	2部
5. 出発点から到着点までの経路図	2部
6. 臨港道路部分のみの詳細経路図(道路名有り)	2部
7. 軌跡図(許可基準で要求された場合のみ)	2部
8. その他、通行に必要な図書類	2部
上記の書類等を2セットにして下さい。	

臨港道路通行許可基準				
区 分	橋梁関係	水底トンネル関係	道路関係	備 考
総重量制限	40トン以下 但し、 ①有明ふ頭橋 52トン以下 ②夢の島大橋 48トン以下 ③中防大橋 38トン以下 ④南海橋 技術管理課審査	40トン以下	規制なし	
長さ制限	規制なし	フルトレーラー 18.0m以下 セミトレーラー 16.5m以下 ※上記の長さ以下では軌跡図を添付する必要は無い。	制限なし	1. 水底トンネル関係を除き、他の関係では17m未満の車両は軌跡図の添付を要しない。 2. 夜間通行の条件下では規制なし。但し、幅員狭小道路(片側1車線であり中央分離帯を有する道路)にて回転する場合及び長さが30mを超える場合は、実図面に基づく軌跡図を添付すること。 3. 交差点内の中央点を越えない回転は、複数の走行レーンを使用したとは見なさない。
幅制限	3.25m以下	3.25m以下	3.25m以下	1. 夜間通行の条件下では規制なし。
高さ制限	4.10m以下 但し、 ①大井北部陸橋下 5.0m以下 ②昭和島アンダーパス 3.5m以下 ③レインボーブリッジ 4.5m以下	4.10m以下	4.10m以下	1. 道路関係では、道路上空物(行先案内板など)がない場合は高さ制限なし。 2. 道路関係の通行を希望する者が、個別に道路上空物(行先案内板など)を一時的に撤去・復旧するなどの行為を東京都が認めた時を除き、一般基準は左記のとおり。 3. 別途、高さ制限が個別に指定されている場所を除く(大和大橋アンダー、JR保線橋下など)
最大軸重制限	規制なし	10トン以下(絶対条件)	規制なし	1. 最大軸重は水底トンネルが10トン以下となっており、他の部分は規制が無い。そのため、水底トンネルを通行する場合以外は最大軸荷重のみを要件とする。
最大軸荷重制限	5トン以下 但し、 レインボーブリッジ 8トン以下	5トン以下	5トン以下	1. レインボーブリッジを除く橋梁関係は、床板耐力が5トン以下となっていることによる。

※一般的な基準では通行を出来ない車両において、個別に構造計算上で一定の条件下において通行が可能であるという証明をすることにより、通行をしたい場合は、事前に相談をして下さい。

審 査 結 果
1. 通行を許可する ⇒ a. 昼間(24時間) b. 夜間(21時～6時): 条件は別紙のとおり
2. 通行を許可しない ⇒ 理由()